

# 甲府市商工業振興行動計画

令和5年3月

甲 府 市

## 目 次

### 第1章 はじめに

- 1 甲府市商工業振興行動計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 甲府市商工業振興指針（平成29年～令和4年度）の検証

- 1 甲府市商工業振興指針（平成29年～令和4年度）の取組状況・・・ 2
- 2 甲府市商工業振興指針の策定経過と位置づけ・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 甲府市商工業振興指針の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 施策の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

### 第3章 甲府市商工業振興行動計画が目指すもの

- 1 計画の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 2 推進の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 3 管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### 第4章 施策の体系

- 1 基本施策と具体的な取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 甲府市商工業振興行動計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

#### [資料]

- 甲府市中小企業・小規模企業振興条例
- 甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会の組織及び運営に関する要綱
- 甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会名簿

## 第1章 はじめに

### 1 甲府市商工業振興行動計画について

本市では、商工業の現状と課題及び今後予想される社会・経済環境の変化を見据え、本市商工業の基本目標、戦略、施策及び事業化を図る上での視点を明示するとともに、その推進や管理体制を明らかにするため、平成25年に期間を10年間として甲府市商工業振興指針（以下「指針」という。）を策定し、本指針に基づく施策を推進してきました。

その後、本市の最上位の計画である「第六次甲府市総合計画」及び「こうふ未来創り重点戦略プロジェクト」を策定する中で、本市の産業施策を進めていくうえで中小企業・小規模企業の振興は、重要な課題となっていることから、平成29年4月に、その基本理念やその他の基本となる事項を定めた「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」（以下「条例」という。）を策定し、本市経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与していくこととしました。

条例には、「人材の育成及び確保（第11条）」、「経営基盤の強化（第12条）」、「創業の促進（第13条）」、「販路拡大の促進（第14条）」、「地場産業の振興（第15条）」の5項目を基本的施策として規定しており、その施策を実効性の高いものとしていくため、平成29年2月に「甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会」を設置し、条例に基づく施策を指針に位置付けるために検討を行う中で、指針の戦略1「新たな連携とブランド育成による商工業者の基盤強化」を条例の5項目の基本的施策に改定しました。

このほかにも、本市の産業に係る計画として、10年先の未来を見据えた産業全体の基本目標や基本方針、産業間や関係機関の連携による取り組みの方向性を示し、各施策を効果的に推進するため、「甲府市産業ビジョン」（以下「産業ビジョン」という。）を平成31年3月に策定し、指針のほか観光や農業などの各産業関連の計画等を連携させ、新たな産業や企業等を創出するなど、各施策を効果的に推進していくこととしました。

こうした経過を踏まえ、今年度、期間の満了を迎える指針の改定にあたっては、条例の基本的施策を施策の柱及び基本施策に位置付け、具体的な取組を示し進行管理を行っていく必要があること、また、昨今のコロナ禍や物価高騰における経済対策のほか、SDGsなど時勢に応じた具体的な取組を示す中で商工業の振興に取り組む必要があることから、これまでの指針に替えて、新たに甲府市商工業振興行動計画を策定します。

## 第2章 甲府市商工業振興指針の検証について

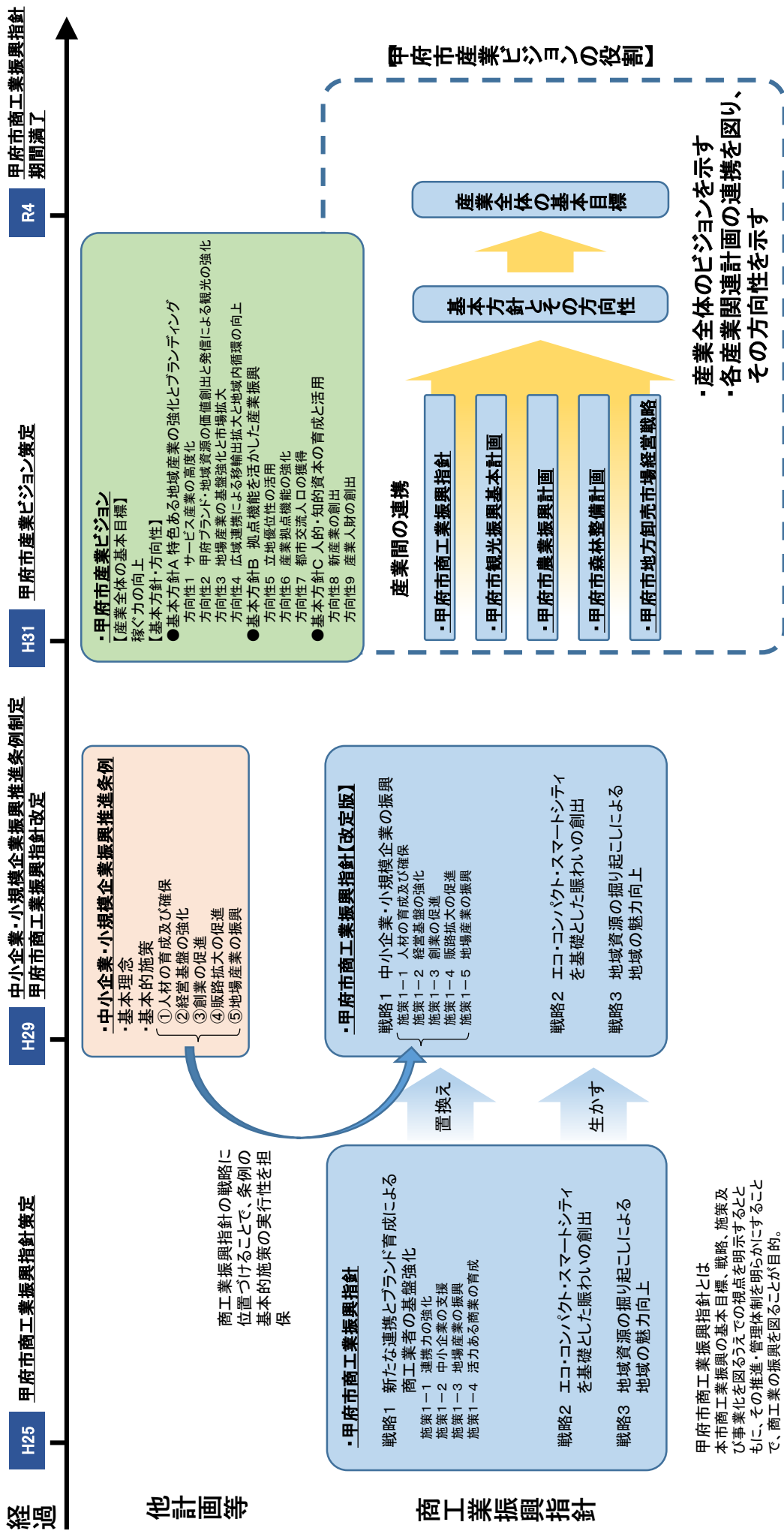
### 1 甲府市商工業振興指針の取組状況（平成29年度から令和4年度）

これまでの甲府市商工業振興指針では、3つの戦略のもとに12の施策と38の事業化の視点を位置づけ、6年間の計画として「中小企業・小規模企業の振興」や「エコ・コンパクト・スマートシティを基礎とした賑わいの創出」、「地域資源の掘り起こしによる地域の魅力向上」を推進してきました。

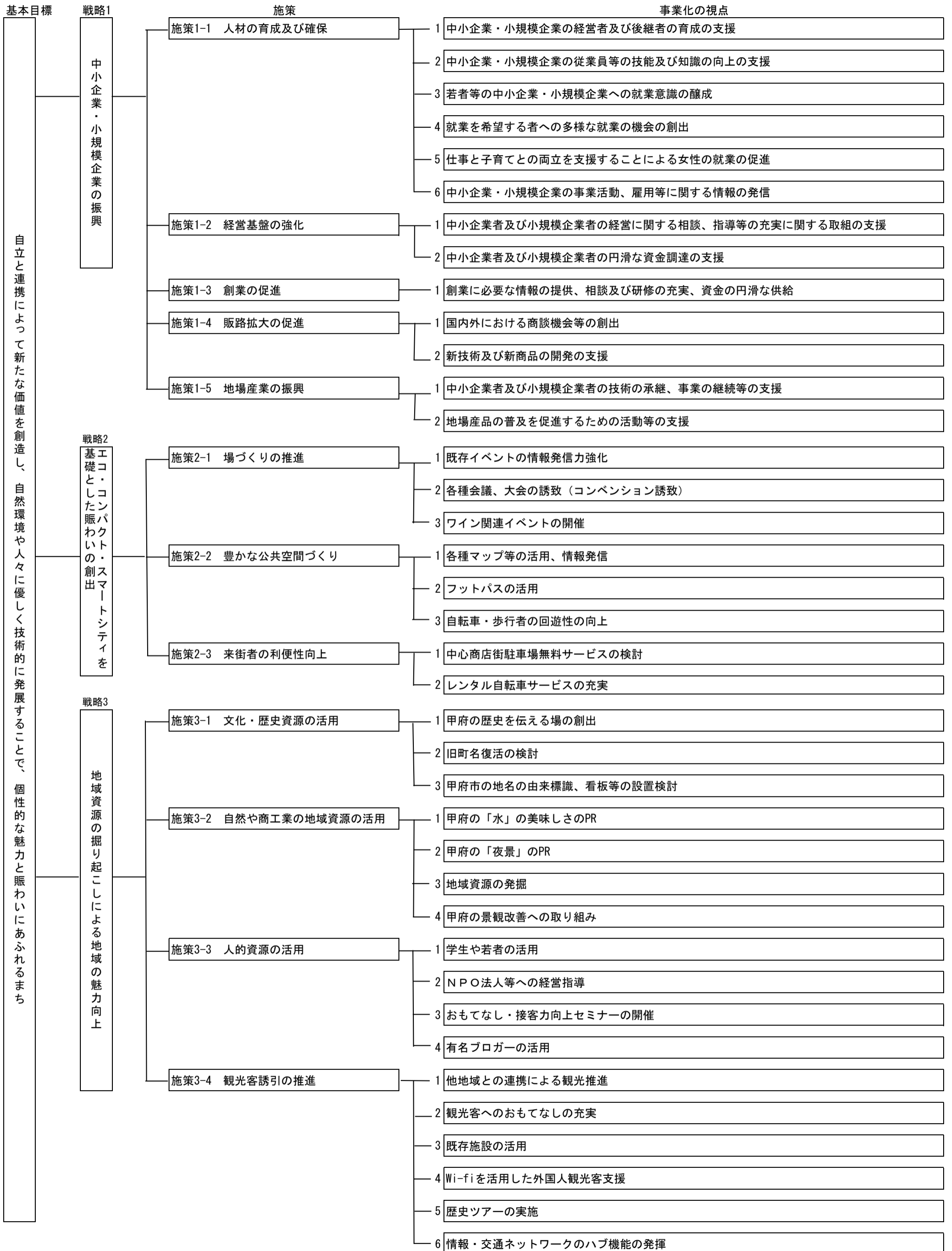
甲府市商工業振興指針（平成29年度～令和4年度）の取り組み状況一覧

各戦略		事業化の視点	
		実施	未実施
戦略1	中小企業・小規模企業の振興	13	0
戦略2	エコ・コンパクト・スマートシティを基礎とした賑わいの創出	8	0
戦略3	地域資源の掘り起こしによる地域の魅力向上	15	2
		36	2

## 2. 甲府市商工業振興指針の策定経過と位置づけ



### 3. 甲府市商工業振興指針の体系図



## 4 施策の実施状況

### 戦略1 中小企業・小規模企業の振興

#### 施策1-1 人材の育成及び確保（実施中）

少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が見込まれるなか、本市産業が引き続き活力を維持していくためには人材の育成や確保などが重要となることから、経営者・後継者の育成や従業員等の技能・知識の向上を支援していくとともに、中小企業・小規模企業への若者等の就業意識の醸成や就職希望者への多様な就業機会の創出のほか、女性の就業の促進や中小企業・小規模企業の魅力発信などによる取組を推進しました。

#### 施策1-2 経営基盤の強化（実施中）

社会経済情勢が大きく変化するなか、大企業と比べ経営基盤が脆弱な中小企業・小規模企業が持続的な発展をしていくためには、経営の改善や資金調達の円滑化などが重要となることから、中小企業関係団体や金融機関等との連携を深め、経営の向上に取り組む市内中小企業・小規模企業に対する経営相談や指導等の充実のほか、円滑な資金調達などによる取組を推進しました。

#### 施策1-3 創業の促進（実施中）

経営者の高齢化や後継者不足などにより企業数が減少するなか、開業率を上げ、雇用を生み出すためには、創業に向けた資金調達や経営に関するノウハウの習得などが重要なことから、「甲府市創業支援事業計画」に基づき、関係機関との連携を強化する中で、創業に必要な情報の提供や相談・研修の充実、資金の円滑な供給などの取組を推進するとともに、中心市街地の既存ストックを活用した創業の支援を行いました。

#### 施策1-4 販路拡大の促進（実施中）

経済のグローバル化などにより企業間競争が進むなか、中小企業・小規模企業が、これまでの市場に留まることなく積極的な事業を展開していくためには、取引拡大や販路開拓などが必要なことから、国内外の商談機会の創出を図るとともに、市場間競争に負けない魅力ある技術・商品の開発などによる取組を推進しました。

## 施策 1－5 地場産業の振興（実施中）

本市産業を支える地場産業が成長・発展していくためには、地場産業に係る技術・技能の承継や地場産品の国内外へのPR、販売促進などが重要なことから、地場産業の技術承継や事業継続、地場産品の普及を促進する活動などによる取組を推進しました。

## **戦略 2 エコ・コンパクト・スマートシティを基礎とした賑わいの創出**

### 施策 2－1 場づくりの推進（実施中）

まちの賑わいを創出するため、地域内部の交流や地域間交流、世代間交流の活発化を図るとともに、各種イベントの実施等を通して人々が集まる場づくりを推進し、商工業の振興を支援しました。

### 施策 2－2 豊かな公共空間づくり（実施中）

中心市街地における賑わいを創出するため、自転車や歩行者の通行に配慮した回遊性の向上に向けた仕組みの検討を行うとともに各種マップ等の情報発信に努めました。

### 施策 2－3 来街者の利便性向上（実施中）

中心市街地における賑わいを創出するため、駐車場環境の整備やレンタル自転車サービスを実施し、商店街等への支援に努めました。

## **戦略 3 地域資源の掘り起こしによる地域の魅力向上**

### 施策 3－1 文化・歴史資源の活用（実施中・未実施 2 事業）

年間を通して歴史講座等を開催し、市民等が甲府の歴史を学ぶ機会の提供に努めました。また、旧町名の復活や地名の由来等を示す標識等の設置については、未実施となりました。



### 施策 3-2 自然や商工業の地域資源の活用（実施中）

「甲府の水」がモンドセレクションで3年連続金賞を受賞するなど甲府の水のおいしさをPRするとともに「甲府の夜景」を活用したプロモーションや市民と学生を対象としたワークショップを実施しました。

### 施策 3-3 人的資源の活用（実施中）

地域課題解決に向けた効果的な施策を展開するため、大学等とのネットワークを活かした学生のアイデアの活用を図るとともに関係団体と連携し、中小事業者の個別経営相談会を実施しました。

### 施策 3-4 観光客誘因の推進（実施中）

県内の他地域や県外の他市との連携による観光客の誘因に努めるとともに関係団体との連携によりボランティアガイドの育成を行った。また、市内の主要観光地に無料Wi-Fiを設置し、観光客の利便性を高めました。

## 第3章 甲府市商工業振興行動計画が目指すもの

### 1. 計画の考え方

本市の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が、更なる躍進の機会を見出し、力強く持続的な成長を遂げていくためには、中小企業者及び小規模企業者自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携及び協力し、それぞれに期待される役割を果たす中で、多角的な視点に立った支援を行っていくことが重要であることから、甲府市中小企業・小規模企業振興条例（以下「条例」という）に規定されている基本的施策を実現するため、具体的な取組について示すことで商工業の振興に努めます。

また、昨今のコロナ禍や物価高騰における社会経済活動への影響も含め、事業環境が急速に変化している現代においては、中小企業・小規模企業の持続的な発展や変革が求められており、様々な課題解決に対応するSDGsの視点を踏まえた施策の推進を図ります。

### 2. 計画期間

甲府市商工業振興行動計画の期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とします。

### 3. 管理体制

甲府市商工業振興行動計画に掲げる具体的な取組を計画的に推進するためには、各取組の進捗状況を確認し、見直しや内容の修正を行う必要があることから、条例第18条に規定する「甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会」（以下「委員会」という。）を定期的開催する中で調査・審議します。さらに、委員会での概要をまとめたうえで、甲府市ホームページ等で情報公開することにより、市民の関心を高めるとともにチェック機能を持たせます。

## 第4章 施策の体系

### 1. 基本的施策と具体的な取組

本計画は、甲府市中小企業・小規模企業振興条例の基本的施策を施策の柱や基本施策に位置付ける中で具体的な取組を示しています。

条例では、中小企業・小規模企業が持続的な成長を遂げるために、地域社会を構成する多様な主体が連携・協力するとしていることから、「中小企業・小規模企業の持続的な成長による活力あるまちの創出」を本計画の目標に掲げ、その目標を達成するため、次のとおり条例の基本的施策である5つの施策に加え「まちの活性化」や「長期化するコロナ禍や物価高騰への対応」といった観点から「中心市街地等の活性化」と「ウィズコロナ等への対応」を施策の柱に追加し7つの施策の柱と15の基本施策、31の具体的な取組を実施していきます。

また、本計画を着実に推進するため、それぞれの施策の柱（施策の柱Ⅶを除く）に目標となる数値を設定します。

※目標年次等について

「継続実施」・・・令和5年度以降も継続して実施する事業

「実施予定」・・・令和5年度に新規事業として実施していく事業

「検討」・・・令和5年度以降に検討していく事業

#### 【施策の柱Ⅰ 人材の育成及び確保】

少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が見込まれるなか、本市産業が引き続き活力を維持していくためには、人材の育成や確保などが重要です。

そのため、経営者・後継者の育成や従業員等の技能・知識の向上を支援するとともに、中小企業・小規模企業への若者等の就業意識の醸成、就職希望者への多様な就業機会の創出、女性の就業の促進、中小企業・小規模企業の魅力の発信などによる取組を推進します。

#### 〔基本施策〕

- 1 中小企業・小規模企業の経営者及び後継者の育成の支援
- 2 中小企業・小規模企業の従業員等の技術及び知識の向上の支援
- 3 若者等の中小企業・小規模企業への従業意識の醸成
- 4 就業を希望する者への多様な就業の機会の創出
- 5 仕事と子育てとの両立を支援することによる女性の就業促進
- 6 中小企業・小規模企業の事業活動、雇用等に関する情報の発信

〔目標となる数値等〕

本施策の目標となる数値等については、本施策が人材育成及び確保を掲げていることからハローワーク甲府管内（5市1町）の就職者数とします。

項目	現状値	目標値
就職者数	令和3年度 5,225名	令和6年度 6,000名

1 中小企業・小規模企業の経営者及び後継者の育成の支援

セミナー等の開催を通じ、経営者や後継者の育成及び、人脈の形成や企業間のネットワークの構築などにつなげます。

〔具体的な取組〕

事業Ⅰ－1－(1)	中小企業経営者・後継者育成セミナーの実施
内容	中小企業の経営者や後継者の育成及び人脈の形成や企業間のネットワークを構築するため、セミナーを開催します。
目標年次等	継続実施

(新)

事業Ⅰ－1－(2)	事業承継補助金の創設
内容	中小企業等の事業承継を促進し、経営の存続と雇用の維持を図るため、事業の円滑な承継に向けた補助制度を創設します。
目標年次等	実施予定

2 中小企業・小規模企業の従業員等の技能及び知識の向上の支援

研修体制等が十分でない市内企業に対し、新入社員や従業員等の業務に必要な能力の習得等を支援し、技能や知識の向上につなげます。

〔具体的な取組〕

事業Ⅰ－2－(1)	新入社員研修等への支援
内容	新入社員等の技術や知識の習得、向上を図るため、商工業団体が実施する研修に対して、支援を行います。
目標年次等	継続実施

(新)	事業 I - 2 - (2)	I T を活用した業務改善のための研修の実施
	内容	市内企業の業務改善やデジタル社会への対応を図るため、ポリテクセンター山梨が実施する研修等へ参加する際の支援を行います。
	目標年次等	実施予定

### 3 若者等の中小企業・小規模企業への就業意識の醸成

教育機関等と連携し、小中学生等を対象とした市内産業を知る機会の創出や、市内企業に関する情報発信等を行い、若者等へ市内企業の認知度を高めるとともに就業意識の醸成を図ります。

[具体的な取組]

事業 I - 3 - (1)	「ものづくり体験教室」事業などへの支援
内容	小学生等へ「ものづくり」に対する興味を持ってもらうため、市内商工業団体が実施する事業に対して、支援を行います。
目標年次等	継続実施

事業 I - 3 - (2)	地元の企業の魅力の発信
内容	市内に就職する人材の確保につなげるため、教育委員会や商工業団体と連携し、甲府市産業支援サイトなどを通じて企業紹介の機会を創出します。
目標年次等	継続実施

### 4 就業を希望する者への多様な就業の機会の創出

庁内をはじめとする関係機関と連携し、市内企業と求職者とのマッチング機会を創出し、市内企業への就業の促進を図ります。

[具体的な取組]

事業 I - 4 - (1)	甲府市就職応援合同企業説明会や外国人向けガイダンスの実施
内容	求職者と企業のマッチングの機会を創出するため、就職応援合同企業説明会や外国人向けの就職ガイダンスを実施します。
目標年次等	継続実施

事業Ⅰ－４－(2)	ワークプラザ甲府における一般求職者等への就労支援
内容	就労支援のため、国やハローワーク甲府と連携し、ワークプラザ甲府にて最新の求人情報に基づく相談や就労支援を行います。
目標年次等	継続実施

## 5 仕事と子育てとの両立を支援することによる女性の就業の促進

子育て支援や女性が働きやすい職場環境づくりを通して、仕事と子育ての両立を支援し、女性の就業意識の醸成や就業機会の創出を図ります。

[具体的な取組]

(新)	事業Ⅰ－５－(1)	女性のための起業等支援セミナーの開催
	内容	女性の社会進出を後押しするため、起業に係るセミナーの実施を検討します。
	目標年次等	検討

事業Ⅰ－５－(2)	女性おうえん資金の推進
内容	女性活躍社会の実現を図るため、市内で起業する女性が、融資を受ける際の信用保証料の補助や利子補給などの支援を行います。
目標年次等	継続実施

(新)	事業Ⅰ－５－(3)	女性に関する題材をテーマとしたセミナーの開催
	内容	女性が働きやすい職場づくりを目指し、女性従業員と経営者双方に対しての職場環境づくり等を題材としたセミナーを実施します。
	目標年次等	実施予定

## 6 中小企業・小規模企業の事業活動、雇用等に関する情報の発信

市内企業の技術・製品・技能等に着眼した市内企業の魅力を発信します。

[具体的な取組]

事業Ⅰ－６－(1)	甲府市産業支援サイトを活用した事業活動等のPR
内容	雇用の確保や事業のマッチングのため、市内中小企業の持つ技術や事業内容について、産業支援サイトを通じて広くPRします。
目標年次等	継続実施

事業Ⅰ－６－(2)	新産業に参入する企業への情報発信
(新) 内容	やまなし産業支援機構など関係機関と連携する中で、新産業に進出する企業に対して、甲府市産業支援サイトなどを通じての情報提供を検討します。
目標年次等	検討

## 【施策の柱Ⅱ 経営基盤の強化】

社会経済情勢が大きく変化するなか、大企業と比べ経営基盤が脆弱な中小企業・小規模企業が持続的な発展をしていくためには、経営の改善や資金調達の円滑化などが重要です。

そのため、中小企業関係団体や金融機関等との連携を深め、経営の向上に取り組む市内中小企業・小規模企業に対し、経営相談・指導等の充実、円滑な資金調達などによる取組を推進します。

### 〔基本施策〕

- 1 中小企業者及び小規模企業者の経営に関する相談、指導等の充実に関する取組の支援
- 2 中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達の支援

### 〔目標となる数値等〕

本施策の目標となる数値等については、本施策が経営基盤の強化を掲げていることから中小企業等経営強化法に基づく本市の先端設備導入促進基本計画の認定件数の累計とします。

項目	現状値	目標値
計画の認定 件数(累計)	令和3年度 54件	令和6年度 70件

## 1 中小企業者及び小規模企業者の経営に関する相談、指導等の充実に関する取組の支援

関係団体等と連携し、中小企業・小規模企業の経営基盤等をサポートする事業に対して支援を行い、市内企業の発展・成長につなげます。

### 〔具体的な取組〕

事業Ⅱ－１－(1)	個別経営相談会の実施
内容	経営基盤のサポートのため、創業支援ネットワークを活用して個別経営相談会等を実施します。
目標年次等	継続実施

事業Ⅱ－１－(2)	中小企業等経営強化法に係る先端設備導入計画の推進
内容	中小企業の設備投資を推進するため、中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入促進基本計画に基づいた支援を実施します。
目標年次等	継続実施

(新)	事業Ⅱ－１－(3)	B C P（事業継続計画）に取り組む企業への支援
	内容	災害時等の事業継続のため、商工会議所と連携して、B C Pに取り組む中小企業に対して講師を派遣するなどの支援を検討します。
	目標年次等	検討

## 2 中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達の支援

「甲府市中小企業振興融資制度」の活用等により、事業に必要な運転資金や設備資金の円滑な資金調達を支援します。

[具体的な取組]

事業Ⅱ－２－(1)	甲府市中小企業振興融資の実施
内容	中小企業の経営基盤の強化を促進するため、中小企業振興融資を活用し、市内中小企業の資金調達を支援します。
目標年次等	継続実施

### 【施策の柱Ⅲ 創業の促進】

経営者の高齢化や後継者不足などにより企業数が減少するなか、開業率を引き上げ、雇用を生み出すためには、創業に向けた資金調達や経営に関するノウハウの習得などが重要です。

そのため、「甲府市創業支援事業計画」に基づき、関係機関との連携を強化する中で、創業に必要な情報の提供、相談・研修の充実、資金の円滑な供給などの取組を推進するとともに、中心市街地の既存ストックを活用した創業を支援します。

[基本施策]

- 1 創業に必要な情報の提供、相談及び研修の充実、資金の円滑な供給

[目標となる数値等]

本施策の目標となる数値等については、本施策が創業の促進を掲げていることから、中心市街地の空き店舗補助金の利用件数の累計とします。



項目	現状値	目標値
利用件数（累計）	令和3年度 10件	令和6年度 30件

## 1 創業に必要な情報の提供、相談及び研修の充実、資金の円滑な供給

「甲府市創業支援事業計画」を推進する関係団体と連携した創業に必要な情報の提供、相談・研修の充実や、中心市街地の既存ストックを活用した創業の促進を図るとともに、「甲府市中小企業振興融資制度」の活用等による円滑な資金調達を支援します。

[具体的な取組]

事業Ⅲ－１－(1)	創業支援セミナーの開催
内容	創業の機運の醸成を図るため、やまなし産業支援機構や甲府商工会議所、金融機関などと連携し、創業に必要な情報の提供や相談、研修を実施する中で創業を支援します。
目標年次等	継続実施

事業Ⅲ－１－(2)	創業支援セミナーを受講した起業家に対する支援
内容	起業家の資金面の負担軽減や経営力強化の支援を行うため、指定の研修を修了した起業家に対して創業支援資金などの利用を促進します。
目標年次等	継続実施

事業Ⅲ－１－(3)	中心市街地の空き店舗へ新規出店する場合の支援
内容	中心市街地における空き店舗を活用した創業を支援するため、当該空き店舗に新規出店される事業者に対して工事費や家賃の一部を支援します。
目標年次等	継続実施

---

## 【施策の柱Ⅳ 販路の拡大】

経済のグローバル化などにより企業間競争が進むなか、中小企業・小規模企業が、これまでの市場に留まることなく積極的な事業を展開していくためには、取引拡大や販路開拓などが重要です。

そのため、国内外の商談機会の創出を図るとともに、市場間競争に負けない魅力ある技術・商品の開発などによる取組を推進します。

## 〔基本施策〕

- 1 国内外における商談機会等の創出
- 2 新技術及び新商品の開発の支援

## 〔目標となる数値等〕

本施策の目標となる数値等については、本施策が販路の拡大を掲げていることから「甲府之証」の食品部門とクラフト部門の認定件数の累計とします。

項目	現状値	目標値
「甲府之証」の認定件数(累計)	令和3年度 17件	令和6年度 23件

## 1 国内外における商談機会等の創出

関係団体等と連携し、市内企業が持つ新商品・新技術・熟練技術等を国内外にPRする機会や、バイヤーとの商談機会の創出等を図ります。

### 〔具体的な取組〕

事業Ⅳ－１－(1)	新たな販路開拓等に向けた支援
内容	新たな商談機会の創出のため、地場産業を振興する団体などが行う展示会などに対し、支援を実施します。
目標年次等	継続実施

事業Ⅳ－１－(2)	ジェトロ山梨との連携事業の実施
内容	国外における事業者の販路拡大を支援するため、ジェトロ山梨や甲府商工会議所と連携し、事業者からの要望に応じたセミナーを開催します。
目標年次等	継続実施

事業Ⅳ－１－(3)	タイ国政府商務省国際貿易振興局との覚書取り交わしに基づく取組の実施
内容	宝飾産業のさらなる振興のため、甲府市、タイ国相互間のジュエリー業界における連携体制の構築に向けた取組を実施します。
目標年次等	継続実施

## 2 新技術及び新商品の開発の支援

「甲府ブランド認定制度」の活用等により、本市独自の技術や商品の開発を支援します。

[具体的な取組]

事業Ⅳ－２－(1)	甲府ブランドによる地元商品のPR
内容	本市の魅力を国内外へ発信するため、魅力的な商品を「甲府之証」に認定するとともに、甲府市産業支援サイトなどを通じて効果的なPRを実施します。
目標年次等	継続実施

(新)

事業Ⅳ－２－(2)	新産業の創出に向けた支援
内容	新たな産業や今後成長が見込まれる産業を創出するため、やまなし産業支援機構など関係機関と連携する中で情報収集を行うとともに、企業が行う取組に対しての支援を検討します。
目標年次等	検討

## 【施策の柱Ⅴ 地場産業の振興】

本市産業を支える地場産業が成長・発展していくためには、地場産業に係る技術・技能の承継や地場製品の国内外へのPR、販売促進などが重要です。

そのため、地場産業の技術承継や事業継続、地場製品の普及を促進する活動などによる取組を推進します。

[基本施策]

- 1 中小企業者及び小規模企業者の技術の承継、事業の継続等の支援
- 2 地場製品の普及を促進するための活動等の支援

## 〔目標となる数値等〕

本施策の目標となる数値等については、本施策が地場産業の振興を掲げていることから本市の主催するイベントの参加者数とします。

項目	現状値	目標値
イベント参加者数	令和3年度 14,771人	令和6年度 24,000人

## 1 中小企業者及び小規模企業者の技術の承継、事業の継続等の支援

関係団体等と連携し、地場産業に携わる後継者や技術者の育成、事業継続のための活動等を支援します。

〔具体的な取組〕

事業V-1-(1)	地場産業の技術の向上等の支援
内容	地場産業の技術承継や事業継続を支援するため、関係経済団体との連携を図る中で、後継者や技術者の育成等の支援を行います。
目標年次等	継続実施

## 2 地場製品の普及を促進するための活動等の支援

ジュエリーやワインを柱とした地場製品のブランド化やPR、販路拡大等を支援します。

〔具体的な取組〕

事業V-2-(1)	ジュエリーツーリズムの実施
内容	「宝石のまち甲府」の認知度向上のため、市内の宝飾関連事業者を紹介したジュエリーマップの作成や、工房めぐりなどを行うジュエリーツーリズム等を実施します。
目標年次等	継続実施

事業V-2-(2)	「こうふはっこうマルシェ」の実施
内容	本市の誇る地場産業や文化を国内外へ発信するため、「新しい生活様式」に対応する中で「こうふはっこうマルシェ」を開催します。
目標年次等	継続実施

## 【施策の柱Ⅵ 中心市街地等の活性化】

中心市街地を含めまちを活性化するためには、多くの人々が、何度も訪れ、そのまちを知り、そして、好きになってもらうことが大切です。

そのため、商店街や個店をはじめとするそのまちの地域資源の魅力アップを図るとともに、まちを訪れた方々が、まちを回遊・滞留する仕組み作りなどの取組を推進します。

### 〔基本施策〕

#### 1 来街機会の創出とエリア価値の向上

### 〔目標となる数値等〕

本施策の目標となる数値等については、本施策が中心市街地等の活性化を掲げていることから中心市街地の歩行者数とします。

項目	現状値	目標値
歩行者数	令和3年度 126,446人	令和6年度 148,400人

#### 1 来街機会の創出とエリア価値の向上

商店街や各個店などの魅力アップや、各種イベントへの支援を行うとともに、それらの活動との連携促進を図る中で、賑わいの創出等に努めます。

### 〔具体的な取組〕

(新)	事業Ⅵ-1-(1)	公共空間の利活用による回遊性・滞留性の向上
	内容	公共空間を利活用する中で、まちなかの拠点との連結による中心市街地全体の回遊性・滞留性向上の仕組みを検討します。
	目標年次等	検討

	事業Ⅵ-1-(2)	商店街等の魅力アップ活動等への支援
	内容	商店街をはじめ、まちなかのあらゆる資源を活用する中で、その魅力アップに向けた支援を実施します。
	目標年次等	継続実施

## 【施策の柱Ⅶ ウィズコロナ等への対応】

長期化するコロナ禍や昨今の物価高騰は、地域経済へ大きな影響を与え続けていることから、経済活動の不安の縮小化に繋がる効果的な施策を実施します。

### 〔基本施策〕

- 1 コロナ禍等における地域経済の回復に向けた施策の推進

#### 1 コロナ禍等における地域経済の回復に向けた施策の推進

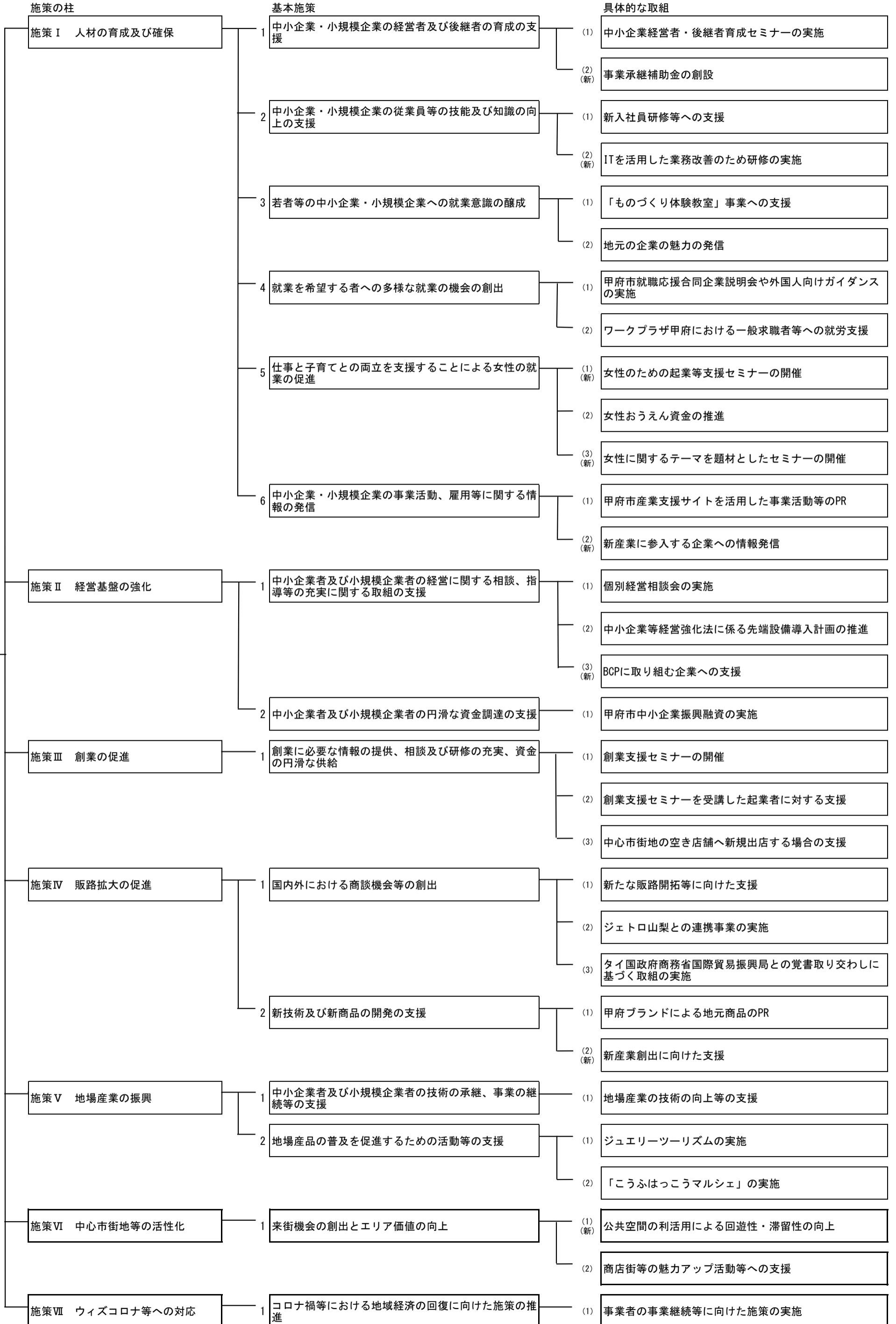
経済活動の不安の縮小化に繋がる効果的な施策の実施について、国や県の支援策の状況を注視する中で適時・的確な支援の実施に努めます。

### 〔具体的な取組〕

事業Ⅶ－１－(1)	事業者の事業継続等に向けた支援
内容	市内事業者の事業継続等を支援するため、国や県の動向や経済状況を注視しながら適時・的確な施策を実施します。
目標年次等	継続実施

2 甲府市商工業振興行動計画の体系図

目標  
 中小企業・小規模企業の持続的な成長による活力あるまちの創出



# ○甲府市中小企業・小規模企業振興条例

平成28年12月22日

条例第42号

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条～第10条）

### 第2章 基本的施策（第11条～第15条）

### 第3章 施策を推進するための措置（第16条～第18条）

### 第4章 雑則（第19条）

### 附則

四季折々に様々な表情をみせる豊かな自然、連綿と続く歴史に培われてきた伝統、文化など、本市は、豊富な地域資源に恵まれ古くから多くの人が集い、山梨県の政治・経済・文化の中心地として永きにわたり栄え発展を続けてきた。

また、江戸時代から続く水晶研磨加工技術の承継により日本一の集積地となった宝飾産業に加え、国産ワイン発祥の地として明治時代から歴史を刻んできたワイン醸造などの地場産業が盛んなほか、製造業、卸売業、小売業、サービス業など幅広い分野の産業が集積しており、本市の企業の大半を占める中小企業・小規模企業が、その原動力となって地域経済を支えてきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化の進展、経済のグローバル化に伴う経営環境の変化など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は厳しさを増している。

このような状況のなかで、本市の発展に重要な役割を担う中小企業・小規模企業が、明るい未来に向けてさらなる躍進の機会を見出し、力強く持続的な成長を遂げていくためには、中小企業者及び小規模企業者自らが、創意工夫を活かした事業を意欲的に展開していくとともに、地域社会を構成する多様な主体が連携及び協力をし、それぞれに期待される役割を果たす中で、多角的な視点に立った支援を行っていくことが重要である。

ここに、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念及び施策の方向性を定め、これに地域社会全体で一体的かつ積極的に取り組むことにより、本市のさらなる発展を目指す礎とするため、この条例を制定する。

### 第1章 総則



(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下この条において「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業・小規模企業に関する団体をいう。
- (4) 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行うもの及び信用保証協会をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (6) 教育機関等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び公共職業能力開発施設であるものをいう。
- (7) 経営の革新 新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業・小規模企業が地域経済の活性化、雇用の創出等による地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献している重要な存在であるという認識の下に推進されなければならない。

- 2 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上のための自主的な努力が助長されるよう推進されなければならない。
- 3 中小企業・小規模企業の振興は、中小企業者及び小規模企業者の活力が最大限発揮され、事業の持続的な発展が図られるよう推進されなければならない。
- 4 中小企業・小規模企業の振興は、市、中小企業関係団体、金融機関、大企業者、教育機関等その他の関係機関及び市民が、中小企業者及び小規模企業者ととともに相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に推進する責務を有する。

- 2 市は、前項の規定により施策を策定し、及び推進するに当たっては、中小企業者及び小規模企業者並びに関係機関の意見をこれに反映するよう努めなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の努力)

第5条 中小企業者及び小規模企業者は、自主的に経営の革新等による経営の改善及び向上に努めるものとする。

- 2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、社会的責任を自覚し、地域社会の発展及び市民生活の向上に貢献するよう努めるものとする。
- 3 中小企業者及び小規模企業者は、後継者の育成等により円滑な事業の承継を図るとともに、労働者の積極的な雇用、人材の育成及び労働環境の整備に努めるものとする。
- 4 中小企業者及び小規模企業者は、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等に努めるものとする。
- 5 中小企業者及び小規模企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第6条 中小企業関係団体は、相談、指導及び研修の充実等により、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上の支援に努めるものとする。

- 2 中小企業関係団体は、創業を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。
- 3 中小企業関係団体は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、資金の供給、経営相談等を通じて、中小企業者及び小規模企業者の経営の改善及び向上を支援するよう努めるものとする。

- 2 金融機関は、創業を希望する者に対する積極的な支援に努めるものとする。
- 3 金融機関は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、経営の革新等に取り組む中小企業者及び小規模企業者への技術的支援等に努めるものとする。

- 2 大企業者は、市内の中小企業・小規模企業において生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等に努めるものとする。
- 3 大企業者は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第9条 教育機関等は、職場体験、職業に関する理解を深める学習等を通じて、健全な職業観及び勤労観の醸成に努めるものとする。

- 2 大学は、研究開発の成果の普及及び中小企業・小規模企業との共同研究の推進を図るとともに、企業活動に必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。
- 3 教育機関等は、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業が、地域の経済及び雇用を支え、市民生活の向上に寄与していることへの理解を深めるよう努めるものとする。

- 2 市民は、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供されるサービスの積極的な活用等により、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 基本的施策

(人材の育成及び確保)

第11条 市は、中小企業・小規模企業の人材の育成及び確保を図るため、次の各号に掲

げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営者及び後継者の育成を支援すること。
- (2) 中小企業・小規模企業の従業員等の技能及び知識の向上を支援すること。
- (3) 教育機関等と連携して、若者等の中小企業・小規模企業への就業意識を醸成すること。
- (4) 就業を希望する者への多様な就業の機会を創出すること。
- (5) 仕事と子育てとの両立を支援することにより、女性の就業を促進すること。
- (6) 中小企業・小規模企業の事業活動、雇用等に関する情報の発信に努めること。

(経営基盤の強化)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の経営基盤の強化を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の経営に関する相談、指導等の充実に関する取組を支援すること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の円滑な資金調達を支援すること。

(創業の促進)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の創業の促進を図るため、関係機関と連携して、創業に必要な情報の提供、相談及び研修の充実、資金の円滑な供給その他の必要な施策を推進するものとする。

(販路拡大の促進)

第14条 市は、中小企業・小規模企業の販路の拡大を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 国内外における商談機会等を創出すること。
- (2) 新技術及び新商品の開発を支援すること。

(地場産業の振興)

第15条 市は、地場産業を担う中小企業・小規模企業の振興を図るため、次の各号に掲げる施策その他の必要な施策を推進するものとする。

- (1) 中小企業者及び小規模企業者の技術の承継、事業の継続等を支援すること。
- (2) 地場産品の普及を促進するための活動等を支援すること。

第3章 施策を推進するための措置

(財政上の措置)

第16条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(広報活動の充実)

第17条 市は、中小企業・小規模企業の振興に資する広報活動の充実に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業振興推進委員会)

第18条 中小企業・小規模企業の振興に関する施策の推進に関する事項について調査審議するため、甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前項の規定による調査審議を行うほか、中小企業・小規模企業の振興に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 委員会は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、中小企業・小規模企業の振興に関わる者等のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第18条及び次項の規定は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

次のよう 略

○甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会の組織及び運営に関する  
要綱

平成29年2月1日

産第6号

(趣旨)

第1 この要綱は、甲府市中小企業・小規模企業振興条例（平成28年12月条例第42号）  
第18条第7項の規定に基づき、甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会（以下「委  
員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見又は説明  
を聴くことができる。

(庶務)

第4 委員会の庶務は、産業部観光商工室商工課において処理する。

(委任)

第5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員  
会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

「甲府市中小企業・小規模企業振興推進委員会」委員名簿

任期：令和3年6月28日～令和5年6月27日

No	分野	団体等	役職	氏名
1	金融機関	株式会社 山梨中央銀行 コンサルティング営業部	コンサルティング営業部長	カツマ 勝俣 ケンイチ 賢一
2	金融機関	株式会社 日本政策金融公庫 甲府支店	上席課長代理	ムラマツ 村松 ハルヒ 晴己
3	経済団体	甲府商工会議所	中小企業相談所 所長	シゲダイ 下平 コウイチロウ 浩一朗
4	経済団体	山梨県中小企業家同友会	相談役	ムコウヤマ 向山 コウメイ 孝明
5	経済団体	公益財団法人 やまなし産業支援機構	常務理事兼事務局長	アキヤマ 秋山 イサヲ 伊也
6	経済団体	独立行政法人 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 山梨貿易情報センター	所長	ハシダ 濱田 テツシ 哲一
7	地場産業	甲府ワイン組合	理事	イマイ 今井 ヒロシタ 裕久
8	地場産業	山梨県水晶宝飾協同組合	理事長	マツモト 松本 カズオ 一雄
9	中小企業 (女性経営者)	株式会社 山宝	代表取締役	タナカ 田中 ヨシ 由美
10	中小企業 (女性経営者)	豊前医化 株式会社	代表取締役社長	フゼン 豊前 タカコ 貴子
11	中小企業	山梨県中小企業団体中央会 (山梨県中小企業団体青年中央会)	監事	カワノ 河野 シゲタカ 嘉孝
12	中小企業	スタンデックス エレクトロニクス ジャパン 株式会社	取締役	ウシダ 牛田 ユキ 祐生
13	教育機関	国立大学法人 山梨大学	教授	ニシクボ 西久保 コウジ 浩二